

地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理について（特別交付税12月算定分）【地方交付税法第17条の4】

1 意見の提出数

10件（都道府県分5件、市町村分5件）

同様の意見を1項目として数えると7項目

2 意見の処理について

7項目のうち1項目について意見の趣旨を踏まえ、特別交付税の算定方法の改正等を行う。

【意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等を行うもの】

○医師派遣を受けることに要する経費（1団体）

<別紙>

地方交付税法第17条の4に基づく意見の一覧

「処理状況」欄の※は、意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等（一部採用を含む。）を行うこととしたものを示す。

（都道府県分）

算定項目等	提出団体	内容	処理状況
自治体情報システム	福島県	自治体情報システムについて措置	
救急安心センター	埼玉県	救急安心センター（#7119）事業について措置	
PCB 廃棄物処理経費	千葉県 滋賀県	PCB 廃棄物の処理経費について措置	
総括的事項	東京都	都区合算制の廃止等	

(市町村分)

算定項目等	提出団体	内容	処理状況
公的病院等	北海道帯広市、千葉県柏市、岐阜県可児市	公的病院等の算定方法	
県費負担教職員	大阪府大阪市	県費負担教職員の県から政令指定都市への権限移譲に伴う人事給与システム等の改修経費等について、措置の拡充	
医師派遣	兵庫県	医師派遣の算定方法	※